

(案)

大阪都市計画地区計画の変更（市決定）

都市計画御堂筋地区地区計画を次のように変更する。

名 称	御堂筋地区地区計画
位 置	大阪府中央区北浜三丁目、北浜四丁目、今橋三丁目、今橋四丁目、高麗橋三丁目、高麗橋四丁目、伏見町三丁目、伏見町四丁目、道修町三丁目、道修町四丁目、平野町三丁目、平野町四丁目、淡路町三丁目、淡路町四丁目、瓦町三丁目、瓦町四丁目、備後町三丁目、備後町四丁目、安土町三丁目、本町三丁目、本町四丁目、南本町三丁目、南本町四丁目、船場中央三丁目、船場中央四丁目、久太郎町三丁目、久太郎町四丁目、北久宝寺町三丁目、北久宝寺町四丁目、南久宝寺町三丁目、南久宝寺町四丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、南船場三丁目及び南船場四丁目地内
面 積	約 36.0 ha
区域の整備・開発及び 保全に関する方針	—
地 区 整 備 計 画	—
備 考	地区計画を廃止する。

「廃止する地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

グローバル化や少子高齢化社会の進展、都市間競争の激化など、都市を取り巻く状況が大きく変化するなか、大阪の成長に向けてそれを牽引する都心の活性化が不可欠であり、本地区において建築物の建替えを促進するとともに、大阪都心に位置するポテンシャルを充分発揮する必要がある。

そこで、本地区において新たな都市計画手法により、高度かつ多様な都市機能の集積や安全・安心への対応と圧倒的な都市魅力の創出につながる高質な都市デザインを備えた都市空間を構築していくため、本案のとおり地区計画を廃止しようとするものである。

(参 考)

1. 廃止する地区計画の概要

名 称		御堂筋地区地区計画		
位 置		大阪府中央区北浜三丁目、北浜四丁目、今橋三丁目、今橋四丁目、高麗橋三丁目、高麗橋四丁目、伏見町三丁目、伏見町四丁目、道修町三丁目、道修町四丁目、平野町三丁目、平野町四丁目、淡路町三丁目、淡路町四丁目、瓦町三丁目、瓦町四丁目、備後町三丁目、備後町四丁目、安土町三丁目、本町三丁目、本町四丁目、南本町三丁目、南本町四丁目、船場中央三丁目、船場中央四丁目、久太郎町三丁目、久太郎町四丁目、北久宝寺町三丁目、北久宝寺町四丁目、南久宝寺町三丁目、南久宝寺町四丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、南船場三丁目及び南船場四丁目地内		
面 積		約 36.0ha		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	大阪のシンボルストリートにふさわしい、風格あるまちなみに歴史と文化の薫がする、活力とクリエイティブな発信力の共存したビジネス空間の形成を図る。		
	建築物等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスゾーンの風格にふさわしい土地利用を誘導するため、建築物の用途の制限を定める。 ・ 地域の特性を活かした都市景観の形成を図る。 ・ 淀屋橋地区及び本町地区では、まとまった規模の開発を誘導し、土地の高度利用と良好な市街地環境を確保するため、建築物の敷地面積及び壁面の位置の制限を行う。 ・ 淀屋橋地区及び本町地区では、歩行者の回遊性の向上と、地区関連交通の円滑化を図る。 		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		その他の公共空地 公共的屋内空間 1号～4号 面積 各 約 200 m ²	
	地区の区分	名称	御堂筋沿道地区	淀屋橋地区
		面積	約 30ha	約 1.9ha
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	建築基準法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び (ち) 項第 3 号に掲げる建築物は建築してはならない。		
	建築物の敷地面積の最低限度	-	2,000 m ² ただし、公益上必要なもの又は建築敷地が都市計画道路御堂筋線に面しない場合についてはこの限りでない。	
	建築物の壁面の位置の制限	-	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ 2 m を超えるものは、壁面の位置の制限に反して建築してはならない。 ただし、歩行者の利便に供する施設又は地盤面下の部分についてはこの限りでない。	
備考	都市計画決定年月日 ・ 当初決定：平成 13 年 8 月 21 日 (大阪市告示第 953 号の 2)			

(1 頁、 9 頁 ~ 1 4 頁図面参照)